

## 第 66 回岩手県民体育大会開催要項総則

### I 総 則

#### 1 総 則

県民体育大会は、県民総参加によるスポーツを振興し、県民の健康増進と体力の向上を図り、明るく豊かな郷土づくりに資することを目的とする。

#### 2 主 催

岩手県 岩手県教育委員会  
 公益財団法人岩手県体育協会  
 会場地各市町村 会場地各市町村教育委員会 会場地各体育協会

#### 3 後 援

文部科学省・公益財団法人日本体育協会

#### 4 実施競技（種別）期日、会場

No.	競技名	期 日	男	女	会 場	
1	陸上競技	7/11～13	○	○	盛岡市	県営運動公園陸上競技場
2	水泳	8/10	○	○	奥州市	大鐘公園市民プール
3	サッカー	7/12・13	○		(1部)	宮古市:老木公園グラウンド、岩泉町:(予定)
					(2部)	同上
4	テニス	7/12・13	○	○	盛岡市	県営運動公園テニスコート
5	ボート	6/28～29	○	○	盛岡市	御所湖レガッタコース
6	ボクシング	7/12・13	○		盛岡市	県営体育館
7	バレーボール	7/5・6	○	○	一関市	一関市総合体育館、東山総合体育館、東山農村勤労者体育センター、大東体育館、花泉体育館
8	体操	7/5	○	○	盛岡市	県営体育館
	新体操	7/6				
9	バスケットボール	7/5・6	○	○	宮古市	宮古市民総合体育館 県立宮古水産高等学校体育館
10	レスリング	7/13	○		宮古市	宮古市民総合体育館サブアリーナ
11	セーリング	7/26・27	○	○	宮古市	リアスハーバー宮古、宮古市磯鶏沖
12	ウエイトリフティング	7/5	○		奥州市	岩谷堂高校体育館
13	ハンドボール	7/5・6	○	○	花巻市	花巻市総合体育館

No.	競技名	期 日	男	女	会 場	
14	自転車	7/13	○	○	紫波町	紫波自転車競技場
15	ソフトテニス	6/29	○	○	北上市	和賀川グリーンパークテニスコート
16	卓球	7/5・6	○	○	大船渡市	大船渡市民体育館
17	軟式野球	6/7・8・15	○		北上市	北上市民江釣子球場
18	相撲	7/13	○		盛岡市	県営武道館相撲場
19	馬術	5/31・6/1	○	○	奥州市	水沢競馬場 馬術馬場
20	柔道	7/13	○	○	一関市	千厩体育館
21	ソフトボール	7/5・6	○	○	花巻市	石鳥谷ふれあい運動公園
		7/12・13	○	○		
22	バドミントン	6/7・8	○	○	盛岡市	県営体育館
23	弓道	7/13	○	○	奥州市	水沢弓道場
24	クレール射撃	7/20		○	花巻市	花巻市クレール射撃場
25	ライフル射撃	7/2・5・6	○	○	盛岡市 八幡平市	盛岡市立下小路中学校(7/2 BR・DP) 田山射撃場・矢神体育館屋内射撃場
26	剣道	6/29	○	○	二戸市	二戸市総合スポーツセンター
27	ラグビーフットボール	7/5・6	○		八幡平市	八幡平市自然休養村・八幡平市陸上競技場 他
28	山岳	6/28・29	○	○	盛岡市	県営運動公園登はん競技場 屋内登はん競技場
29	フェンシング	7/5・6	○	○	一関市	サン・アビリティーズ一関
30	銃剣道	7/6	○		滝沢市	滝沢市東部体育館
31	アーチェリー	7/6	○	○	雫石町	総合運動公園陸上競技場(ターゲット競技)
		7/13	○	○	八幡平市	いこいの村 特設会場(フィールド競技)
32	空手道	7/13	○	○	盛岡市	県営武道館
33	カヌー	6/1	○	○	秋田県仙北市	玉川特設カヌー競技場(スラローム、ワイルドウォーター)
			○	○	盛岡市	御所湖広域公園漕艇場(カヌースプリント)
34	なぎなた	7/6		○	一戸町	一戸町体育館
35	ボウリング	7/5・6	○	○	盛岡市	ビッグハウス・スーパーレーン
36	ゲートボール	7/5・6		○	花巻市	日居城野陸上競技場
37	ホッケー	6/1	○	○	岩手町	岩手町ホッケー場
38	ゴルフ	6/23	○		宮古市	宮古カントリークラブ

## 5 競技方法

- (1) 競技方法については、それぞれの競技別実施要項に示すとおりとする。ただし、種目・種別を拡大する場合は、次の事項に定めるところによる。
  - ア 新たに会期延長、分離開催がないものとする。
  - イ 土日及び祝日の競技日とする。
  - ウ スポーツ少年団の部を実施する場合は、「岩手県スポーツ少年団」への登録チーム（小学生のみで編成されるチーム）とし、新たに予選会等の実施を行わないものとする。（輪番による地域指定制や希望参加制、または既存の大会を予選に充てる等すること。）また、参加料を徴収しないものとする。
- (2) 東北総合体育大会（以下「東北総体」とする。）、国民体育大会（以下「国体」とする。）予選を兼ねて実施することができる。その場合は、「国体要項」に準じるものとする。

## 6 参加資格

- (1) 岩手県民（ただし、原則として小中高校生を除く）であること。
- (2) 参加競技は各季別に1人1競技に限ること。
- (3) 参加する選手の年齢基準は、平成8年4月1日以前に生まれたものとする。
- (4) 年齢を区分している各種別（部）へ参加する者の年齢計算は、平成26年4月1日を基準とすること。
- (5) その他は各競技別実施要項に定めた参加資格とすること。
- (6) 東北総体・国体予選会を兼ねる場合は、国体実施要項総則の5に示された参加資格とすること。

## 7 表彰

- (1) 各競技の総合成績の1位から3位までに賞状を授与する。
- (2) 各競技の各種別（部）及び各種目の1位から3位までに賞状を授与する。

## 8 予選会

- (1) 各市町村における予選については、当該市町村体育協会で実施要項を作成し、決められた期日までに終了すること。
- (2) 地区予選を実施する競技にあっては、関係市町村体育協会間で、担当市町村を決め、実施要項を作成し、決められた期日までに終了すること。

## 9 参加申込

- (1) 参加申込責任者は市町村体育協会会長とする。
- (2) 参加申込期限は、6月6日（金）必着とする。ただし、上記期日以外に申込みを要する競技団体にとっては、各競技別実施要項に定めるものとする。
- (3) 参加申込み方法
  - ア 「競技種目申込書」は競技団体あてに申し込むこと。
  - イ 「競技別参加人員・参加料一覧表（振込金受領証の写しを裏面に貼付すること。）」は、県体育協会あてに申し込むこと。
  - ウ 申込期限が設定されている競技の一覧表は、最終競技種目申込み（最終版）の際に朱書きにて加筆し、再提出すること。（統一申込日（6月6日（金））と最終競技種目申込み時に提出すること。）
  - エ 送付先は、公益財団法人岩手県体育協会とする。

### 【岩手県体育協会】

020-0133 盛岡市青山四丁目13番30号 (TEL 019-648-0400)

## 10 参加料

- (1) 参加料は、選手・監督・コーチ各々1人につき、800円とする。
- (2) 参加料は、別紙「振込取扱票」により、申込期限までに納入すること。
- (3) 県体協へ提出の「参加料一覧表」の裏面には、振込金受領証の写しを添付すること。
- (4) 申し込み期限が設定されている競技にあつては、最終競技種目申し込み（最終版）と同時に納入のこと。
- (5) 参加料振込先  
『ゆうちょ銀行 口座記号[ 0 2 2 7 0 - 3 ] 口座番号[ 5 8 7 3 1 ]  
公益財団法人 岩手県体育協会』 \*振込手数料は、振込者でご負担ください。

## 11 宿泊料金等

- (1) 選手及び各種別の監督・役員の宿泊料金（1泊2食付）は、6,804円とする。
- (2) 選手及び各種別の監督・役員の昼食料金（1食）は、648円とする。
- (3) 宿泊申し込みは、別紙様式により、選手及び各種別の監督・役員1人につき2,000円を添えて、特に競技別実施要項に定めるもののほか、宿泊予定日の10日前必着で申し込むこと。なお、岩手県旅館ホテル生活衛生共同業組合との平成26年度各種スポーツ大会の宿泊に対する取決め事項を参照すること。
- (4) 宿泊申し込み先は、別表宿泊申し込み先一覧によること。

## 12 抽選・組合せ

各競技別実施要項によるほか、各競技団体で抽選を行い、組み合わせを決めること。

## 13 代表者会議

全体の代表者会議は開催しない。

## 14 開閉会式

総合の開会式、閉会式は行わない。

## 15 その他

大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

## 第66回 岩手県民体育大会 宿泊申込先一覧

岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合  
〒020-0021 盛岡市中央通3-14-31

電話 019-622-7214  
FAX 019-622-7226

支部名	名 称	申 込 先 住 所		電 話 F A X
盛 岡	旅館ホテル組合 盛岡支部	020-0025	盛岡市大沢川原3-1-2 (浴友会館2階)	019-622-1837 FAX 622-1814
つ な ぎ	旅館ホテル組合 つなぎ支部	020-0055	盛岡市繫字湯の館121-1 (つなぎ温泉観光協会 内)	019-689-2109 FAX 689-2391
鶯 宿	旅館ホテル組合 鶯宿支部	020-0574	岩手郡雫石町鶯宿6-25-20 (鶯宿温泉観光協会 内)	019-695-2209 FAX 695-2549
岩 手	旅館ホテル組合 岩手支部	028-7302	八幡平市松尾寄木1-590-303 八幡平温泉郷(アルプ八幡平 内)	0195-78-2765 FAX 78-2788
花 巻	旅館ホテル組合 花巻支部	025-0304	花巻市湯本1-125 (花巻温泉株式会社 内)	0198-37-2243 FAX 27-3081
北 上	旅館ホテル組合 北上支部	024-0061	北上市大通り2-2-11 (北上パークホテル 内)	0197-65-2323 FAX 65-6224
湯 田	旅館ホテル組合 湯田支部	029-5512	和賀郡西和賀町川尻40-73-11 (湯夢プラザ 内)	0197-81-1135 FAX 81-1136
奥 州	旅館ホテル組合 奥州支部	023-0818	奥州市水沢区東町4 (水沢サンパレスホテル 内)	0197-25-4311 FAX 22-3590
一 関	旅館ホテル組合 一関支部	021-0101	一関市巖美町字下り松65-2 (矢びつ温泉 瑞泉閣 内)	0191-39-2031 FAX 39-2106
東 磐 井	旅館ホテル組合 東磐井支部	029-0803	一関市千厩町千厩字町25 (勢登屋旅館 内)	0191-52-2304 FAX 48-5432
陸前高田	旅館ホテル組合 陸前高田支部	029-2311	気仙郡住田町世田米字世田米駅6 8 (高橋旅館 内)	0192-46-3018 FAX 46-2890
大 船 渡	旅館ホテル組合 大船渡支部	022-0002	大船渡市大船渡町茶屋前34-5 (大船渡プラザホテル 内)	0192-26-3131 FAX 27-8077
遠 野	旅館ホテル組合 遠野支部	028-0527	遠野市大工町2-34 (民宿りんどう 内)	0198-62-5726 FAX 62-4636
釜 石	旅館ホテル組合 釜石支部	026-0046	釜石市桜木町1-2-9 (及川旅館内)	0193-23-5474 FAX 23-8557
宮 古	旅館ホテル組合 宮古支部	027-0052	宮古市宮町1-1-80 (宮古観光案内所 内)	0193-62-4060 FAX 62-7030
岩 泉	旅館ホテル組合 岩泉支部	027-0501	下閉伊郡岩泉町岩泉字中野40-42 (岩泉町観光協会 内)	0194-22-4755 FAX 22-4911
久 慈	旅館ホテル組合 久慈支部	028-0061	久慈市中央3-2 (久慈ステーションホテル 内)	0194-53-5281 FAX 52-0220
金 田 一	旅館ホテル組合 金田一支部	028-5711	二戸市金田一字大沼24-6 (金田一温泉観光案内所 内)	0195-27-2540 FAX 27-2540
二 戸	旅館ホテル組合 二戸支部	028-6101	二戸市福岡字上町5 (ホテル村井 内)	0195-23-7151 FAX 23-7158

## 日本体育協会スポーツ憲章

この憲章は、財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）の目的とする国民スポーツの振興を図るため、スポーツ精神を育むとともに、本会加盟団体の使命・役割及び本会の加盟競技団体における競技者規程等を定めるための基準を示したものである。

「スポーツ精神」とは、自らスポーツを行うことに意義と価値をもち、スポーツの競技規則、スポーツマンシップやフェアプレーに代表されるマナー、エチケットなどのスポーツ規範に基づき、生涯を通じて自己の能力・適性等に応じて、主体的・継続的にスポーツの楽しさや喜びを味わうことを意味するものとする。

### 第1条 スポーツの意義

スポーツは、人々が楽しみ、より充実して生きるために、自発的に行う身体活動である。生涯を通じて行われるスポーツは、豊かな生活と文化の向上に役立つものとなる。

### 第2条 スポーツを行う者の心得

- スポーツを愛し、楽しむために、自発的に行う。
- 競技規則はもとより、自らの属する団体の規則を遵守し、フェアプレーの精神を尊重する。
- 常に相手を尊重しつつ、自己の最善を尽くす。
- アンチ・ドーピングに関する規程を遵守する。

### 第3条 加盟団体の使命・役割

本会加盟団体は、この憲章の趣旨に沿って、スポーツの健全な普及・発展をはからなければならない。

### 第4条 憲章の適用

この憲章は、本会加盟団体に対して適用されるものである。なお、本会の加盟競技団体の登録競技者に対する規程は、当該団体はその責任において設けるものとする。

### 第5条 競技者規程の制定

本会の加盟競技団体は、この憲章に基づき独自の競技者規程を制定するとともに、その規程を本会に届け出なければならない。

### 第6条 加盟団体の役員

本会加盟団体の役員は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう行動しなければならない。

### 附則1

この憲章は、「アマチュア・スポーツのあり方」及び「日本体育協会アマチュア規定（昭和22年4月2日施行、昭和32年12月4日第1次改正、昭和46年1月1日第2次改正）をもとに改正し、昭和61年5月7日から施行する。

### 附則2

1. この憲章は、平成20年9月10日から施行する。
2. 但し、平成20年9月10日施行以前の「日本体育協会スポーツ憲章」の内容を特に必要とする団体については、第2条に次の事項を含めることができるものとする。
  - スポーツを行うことによって、自ら物質的利益を求めない。
  - スポーツによって得た名声を、自ら利用しない。

〈競技者規程作成のためのガイドライン〉

1. 本会の加盟競技団体は、登録競技者の保護と支援の責任をもつ立場にあることから、この憲章の趣旨に沿って、次の条項に準じて競技者規程を制定するものとする。  
また、国際競技連盟に所属する競技団体は、その当該国際競技連盟の規則に準拠し、競技者規程を制定するものとする。
2. 本会の加盟競技団体は、自らの諸規程及び諸事情等により、次の者を競技者として登録しないことができる。
  - (a) プロカテゴリーを有しプロとして登録されている者、又はプロ契約をしている者
  - (b) 所属競技団体の事前了承なく競技会参加準備又は参加のために、物質的便益を受けた者
  - (c) 自らが、自分の氏名、写真又は競技実績を広告に使うことを許した者。ただし、当該競技団体の承認を得ればこの限りでない。
  - (d) 所属競技団体が禁止した競技会に参加した者
  - (e) 競技に際して、特にドーピング又は暴力行為などによりフェアプレーの精神に明らかに違反した者
  - (f) この憲章に違反し、競技者として著しく品位又は名誉を傷つけた者
  - (g) 所属競技団体の規程に抵触した者